

第1章 公式大会の種類

第1条 本連盟の主催及び主管する次の大会を公式大会とする。

- 1 春季大会
- 2 夏季選抜大会
- 3 秋季大会
- 4 稲垣憲三杯争奪大会
- 5 壮年大会

第2章 公式大会の出場資格

第2条 大会には、本連盟規約に定める登録をしたチーム及び選手でなければ出場できない。

第3章 登録の異動

第3条 本連盟の春季大会及び秋季大会の途中で、選手異動はできない。

第4章 部制の施行

第4条 本連盟の春季大会及び秋季大会は、1部、2部、3部とする。

- 1 各部のチーム数は、1部32チーム、2部64チームとし、他のチームを3部とする。

第5章 部の格付け基準

第5条 本連盟の昇格及び降格の基準は、次のとおりとする。

- 1 同一年度の春季大会と秋季大会は、同じ部に所属する。
 - 2 格付けは、秋季大会の結果によって行う。
 - 3 2部及び3部のベスト8のチームは、次年度昇格する。
 - 4 1部及び2部から降格する各8チームは、初戦敗退したチームの中から資格審査委員会で協議し選定する。
 - 5 新規登録チームは、3部に格付けする。
 - 6 壮年チームの格付けは行わない。
- 2 前項の資格審査委員会は、理事長、総務部長、競技部長及び審判部長で構成する。

第6章 上部大会との関連

第6条 本連盟の次の公式大会は、上部大会の予選会を兼ねる。但し、実施要領はその都度定める。

- 1 春季大会：当年度東京都秋季大会
- 2 秋季大会：翌年度東京都春季大会
- 3 壮年春季大会：当年度日本マスターズ東京都予選大会
- 4 壮年秋季大会：翌年度天狗山旗争奪東京都予選大会

第7章 優勝チームの義務

第7条 公式大会の各クラスの優勝チームは、それぞれの上部大会に出場できる。

第8章 上部大会の種類

第8条 上部大会は、東京都軟式野球連盟が主催又は主管する次の大会とする。

- 1 春季大会
- 2 都民体育大会
- 3 国民体育大会予選会
- 4 夏季大会
- 5 秋季大会
- 6 王座決定戦
- 7 日本スポーツマスターズ予選会
- 8 天狗山旗争奪予選会

第9章 規律違反のチーム又は選手の措置

第9条 公式大会及び上部大会出場チーム又は選手が次に該当するときは、規律委員会において相当の措置をとる。ただし、個々の選手の違反はチームの責任とする。

- 1 不正登録選手の出場
 - 1 試合中に発見された場合は、相手チームに勝利を与える。
 - 2 試合終了後に発見された場合は、次の相手チームに勝利を与える。
 - 3 決勝戦終了後(24時間以内)に発見された場合は、準優勝チームを優勝とする。
- 2 審判員の裁定
 - 1 野球規則に従い審判員の下した判定に対して、これに服従しない者。
- 3 試合の秩序を乱し、その進行を妨げる行為、軟式野球の正しい発展を阻害するような言動を敢えて行い或いは暴力行為を行い、試合の進行を妨げた者。この場合、その行為をした者がチーム又は選手の関係者であっても、この規則は適用される。

第10章 公式大会に棄権又は不正登録した場合の措置

第10条 公式大会において棄権又は不正登録をした場合は、次の措置をとる。

- 1 試合を棄権する場合は、試合予定日の前日までに連盟と相手チームに連絡しなければならない。
- 2 本連盟を代表するチームが、上部大会を棄権した場合又は不正登録が発見された場合は、1年間の出場を停止する。

第11章 放棄試合をした場合

第11条 放棄試合は如何なる理由でも許されない。放棄した場合は次の大会から出場を停止し、次年度以降の登録は認めない。

第12章 元プロ野球選手について

第12条 職業野球競技者で、退団後のアマチュア復帰については、円満に退団した後、満1年を経過し、公益財団法人全日本軟式野球連盟が承認した者は役員、審判員及び選手として復帰できる。

第13章 本規程の改廃

第13条 本規程に定めのない事項については、理事会の議を経て決定する。

第14条 本規程は、理事の3分の2以上の同意を得て改廃できる。但し、次の総会に報告するものとする

附則

第15条 この規程は、平成29年2月11日から施行する。なお、平成30年度の各チームの格付けは、資格審査委員会で協議し、理事会の承認を得るものとする。